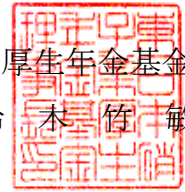


事 業 主 様

東日本硝子業厚生年金基金
理事長 鈴木 敏



東日本硝子業厚生年金基金解散の議決について

謹啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営にあたり格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は、平成26年2月26日開催の第105回代議員会において解散の方向性を決議しました。以降、解散認可申請に向けての記録整備を鋭意進めておりましたが、平成27年11月初旬に仮完了となりました。事業主、加入員、労働組合の同意につきましても、事業主をはじめ事務担当者、加入員のご協力により法令で定められる基準を大幅に上回る9割強のご同意を賜ることができました。ご協力いただきましたことに感謝いたします。

解散の認可申請を行うには、仮完了と同意の要件を満たした上、代議員定数の4分の3以上議決が必要です。これを受け、平成27年11月27日、第109回代議員会を開催し、全会一致で議決されましたことをご報告申し上げます。

当初、国への返還額（最低責任準備金）を減額する特例解散を予定しておりましたが、平成26年度決算に基づく推計で、当基金の年金資産額が、最低責任準備金を上回る見込みであることから、通常解散に切り替えることといたしました。

解散認可に必要な書類及びデータ等準備し、12月下旬までに厚生労働大臣宛に認可申請を提出する予定です。通常解散の認可申請の場合は、特例解散より認可が早く、平成28年1月下旬には解散の認可を受けられる予定です。認可が下り次第、事業主の皆様には、改めてご連絡させていただきます。

なお、解散認可後も2年から3年程度解散事務局として清算業務を行います。

何かご不明の点等ございましたらご連絡ください。

最後になりましたが、これまでのご理解、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

敬 具